

ドローン情報基盤システム 操作マニュアル

機体認証申請編

マニュアル目次 (1/2)

01. 機体認証の新規申請方法

- Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2 : 申請内容選択画面に進む
- Step3 : 申請内容を選択する
- Step4 : 本人確認前チェックを実施する
- Step5 : 本人確認を行う
- Step6 : 申請者情報を入力する
- Step7 : 機体認証情報を入力する
- Step8 : その他情報を確認する
- Step9 : 申請情報を確認する
- Step10 : 到達確認をする

02. 機体認証の属性変更申請方法

今後リリース予定

03. 機体認証の更新申請方法

今後リリース予定

04. 機体認証の抹消申請方法

今後リリース予定

マニュアル目次 (2/2)

05. 機体認証の申請状況確認・再申請・手数料 支払い方法

①機体認証の申請状況確認/手数料支払いのステップ

- Step1：ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2：申請状況一覧画面に進む
- Step3：申請状況を確認する
- Step4：手数料を支払う

②機体認証の再申請のステップ

- Step1：ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2：申請状況一覧画面に進む
- Step3：機体情報を修正する
- Step4：申請情報を確認する
- Step5：到達確認をする

06. 機体認証の申請取下げ方法

- Step1：ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2：申請状況一覧画面に進む
- Step3：取り下げる申請手続きを選ぶ
- Step4：申請を取り下げる

07. 代理人へ機体認証の新規申請を依頼する方法

- Step1：ドローン情報基盤システムにログインする
- Step2：その他手続き画面に進む
- Step3：代理人への新規申請の依頼を選ぶ
- Step4：代理人へパスワードを通知する（システム外）

08. 代理人へ機体認証の新規申請以外の手続きを 依頼する方法

今後リリース予定

09. 代理人への手続きの依頼を解除する方法

今後リリース予定

機体認証申請手順操作マニュアル

＜機体認証申請編＞

01.機体認証の新規申請方法

目次

| | | |
|------------------------------|------------------|---------|
| 01.はじめに（機体認証申請を希望する皆様へ） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-2 |
| 02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-3 |
| 03.機体認証申請に必要なもの | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-4 |
| 04.機体認証の新規申請のステップ | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-5 |
| 05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-6 |
| 06.Step2：申請内容選択画面に進む | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-9 |
| 07.Step3：申請内容を選択する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-10 |
| 08.Step4：本人確認前チェックを実施する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-11 |
| 09.本人確認方法を選択する前にご確認ください | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-14 |
| 10.Step5：本人確認を行う | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-15 |
| 11.Step6：申請者情報を入力する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-16 |
| 12.Step7：機体認証情報を入力する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-18 |
| 13.Step8：その他情報を入力する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-21 |
| 14.Step9：申請情報を確認する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-22 |
| 15.Step10：到達確認をする | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.01-24 |

01.はじめに（機体認証申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、型式認証の新規申請、属性変更、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.機体認証申請に必要なもの

機体認証申請には以下の情報を準備してください。

| 各種情報 | 項目 |
|---------------------------|--|
| 連絡先情報 | <ul style="list-style-type: none">氏名電話番号メールアドレス本人の住所 |
| 申請する機体の情報 | <ul style="list-style-type: none">型式名設計者氏名又は名称設計者住所または主たる事務所の所在地製造者住所または主たる事務所の所在地検査に使用する書類のファイル |
| 手数料の情報 | <ul style="list-style-type: none">手数料額 |
| その他 ※本人確認の方法によって異なります。 | <ul style="list-style-type: none">ドローン情報基盤システムのアカウントマイナンバーカードマイナンバーカードのICチップ内の券面情報を読み取るためのカードリーダー又はスマートフォン運転免許証パスポートその他本人確認書類 |

※マイナンバーカードを利用して本人確認を行った場合、申請者情報のうち、氏名、生年月日、自宅/本人の住所については、マイナンバーカードの券面情報から取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。変更されたい方は、事前にマイナンバーカードの情報を変更ください。

04.機体認証の新規申請のステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請を実施しましょう。

機体認証の新規申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請内容選択画面に進む

メインメニューで「機体認証 新規申請」のボタンを選択します。

Step3 : 申請内容を選択する

申請種別、区分を選択します。

Step4 : 本人確認前チェックを実施する

申請する機体認証の機体認証区分や機体の種類等の情報を入力します。

Step5 : 本人確認を行う

マイナンバー/運転免許証又はパスポート (eKYC) /書類の郵送のいずれか※を選択します。

Step6 : 申請者情報を入力する

氏名や住所等の申請者の情報を入力します。

Step7 : 機体認証情報を入力する

申請する型式名や設計者等の情報を入力します。

Step8 : その他情報を入力する

手数料額等を入力します。

Step9 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

Step10 : 到達確認をする

機体認証の新規申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体認証の新規申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

※運転免許証又はパスポート (eKYC) /書類の郵送で本人確認を行った場合、本人確認の審査が行われます。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

06.Step2 : 申請内容選択画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

| | |
|---|---|
| 機体認証 新規申請 | 申請状況確認/取り下げ/支払い |
| 新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、本人確認書類、機体の情報が必要です。 | 新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。 ※国（国土交通省のみ）の場合、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。 |
| 機体認証の確認 | 代理人への依頼/解除 |
| 機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。 | 各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。 |

代理人が手続きする場合はこちら 

機体認証メニューのページで、「機体認証 新規申請」ボタンを押します。

07.Step3 : 申請内容を選択する

申請内容選択

単体のみの申請か、複数機を一括で申請するかを選択してください。

また、申請する機体が型式認証済みの機体であるかを入力してください。

※複数機一括申請の場合は、型式認証済みかつ同一型式のみ申請が可能です。型式未認証機を含む一括申請はできません。

単体申請/複数機一括申請 ⓘ 単体申請 複数機一括申請

型式認証済み区分 ⓘ 型式認証済みの機体 型式未認証の機体

戻る

次へ

申請内容を選択します。

機体 1 機のみ“単体申請”か、“複数機一括申請”かを選択します。

※複数機一括申請の場合は、型式認証済みかつ同一型式のみ申請が可能です。

型式認証済みの機体を申請するのか、型式未認証の機体を申請するかを選択します。

※単体申請かつ型式認証済の機体を選択した場合

「Step4:本人確認前チェックを実施する①」へ

単体申請かつ型式未認証の機体を選択した場合

「Step4:本人確認前チェックを実施する②」へ

複数機一括申請を選択した場合

「Step4:本人確認前チェックを実施する③」へ

08.Step4 : 本人確認前チェックを実施する①

① 単体申請かつ型式認証済の機体を選択した場合

本人確認前チェック

型式認証済機体の型式認証番号の入力および申請対象の機体を選択してください。

機体認証区分 ①

第一種 第二種

第一種型式認証番号 ①

第 [] 号

第二種型式認証番号 ①

第 [] 号

※型式認証済みの場合、無人航空機に型式認証番号の表示があります。

所有機体の選択 ①

| 選択 | 型式名 | 登録号 | 製造番号 | 製造者名 | 改造の有無 |
|-------------------------------------|-----|-----|---------------|------|-------|
| <input type="checkbox"/> | [] | [] | AAA2022111001 | [] | |
| <input type="checkbox"/> | [] | [] | AAA2022111003 | [] | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | [] | [] | AAA2022111601 | [] | |
| <input type="checkbox"/> | [] | [] | AAA2022111002 | [] | |

戻る

本人確認へ進む

申請する機体の「機体認証区分」を選択します。

該当する区分の「型式認証番号」を入力します。

申請する機体の選択欄にチェックを入れます。

申請する機体認証の情報を入力後、「本人確認へ進む」を押してください。

08.Step4 : 本人確認前チェックを実施する②

② 単体申請かつ型式未認証の機体を選択した場合

本人確認前チェック

申請する機体認証の情報を入力してください。

機体認証区分 ① 第一種 第二種

機体の種類 ①

検査機関の選択 ①

希望する検査機関が見つからない場合 ①

「国による検査を希望」の場合、混雑状況によりですが検査期間に時間を要する場合がございます。

※注意
機体認証の新規申請を行うには、機体認証の検査内容や日程について、上記で選択した検査機関または国土交通省航空局と事前調整の上で申請する必要があります。
事前調整がないまま申請しても申請を受理することができません。

検査機関または国土交通省航空局と事前調整済みである

申請する機体認証の区分、機体の種類を選択します。

申請する「機体認証区分」が、「第二種」の場合、希望する検査機関を選択してください。

※希望する検査機関が見つからない場合、

「検査機関の選択」欄は、「-」を選択し、

「希望する検査機関が見つからない場合」欄は、「国による検査を希望」を選択してください。

検査について、検査機関または、国土交通省航空局と事前調整を行っていることを確認し、「検査機関または国土交通省航空局と事前調整済みである」にチェックを入れてください。

申請する機体認証の情報を入力後、「本人確認へ進む」を押してください。

08.Step4 : 本人確認前チェックを実施する③

③複数機一括申請を選択した場合

本人確認前チェック

型式認証済み機体の型式認証番号の入力および申請対象の機体を選択してください。

機体認証区分 **1**

第一種 第二種

第一種型式認証番号 **1** 第 号

第二種型式認証番号 **1** 第 号

※型式認証済みの場合、無人航空機に型式認証番号の表示があります。

所有機体の選択 **1**

| 選択 | 型式名 | 登録記号 | 製造番号 | 製造者名 | 改造の有無 |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------|---------------|----------------------|-------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | AAA2022111001 | <input type="text"/> | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | AAA2022111003 | <input type="text"/> | |
| <input type="checkbox"/> | <input type="text"/> | <input type="text"/> | AAA2022111002 | <input type="text"/> | |

戻る **本人確認へ進む**

申請する機体認証の区分を選択します。

区分に対応する認証書番号を入力します。

申請対象の機体を選択し、選択欄にチェックを入れます。

申請する機体認証の情報を入力後、「本人確認へ進む」を押してください。

09.本人確認方法を選択する前にご確認ください

本人確認の方法は4種類ございます。

以下より利用する本人確認方法に合致する操作方法をご確認ください。

| 本人確認方法 | 操作方法 |
|-------------------|---|
| マイナンバーカード | <p>マイナンバーカードの券面情報を読み取ることでマイナンバーカード連携や本人確認を行います。手続きに使用されるデバイスにより下記の読み取り方法があります。詳しい手順はそれぞれの説明ページをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ICカードリーダーで読み取る（ICカードリーダー認証） ・ スマートフォンで読み取る（2次元バーコード認証） |
| 運転免許証を利用したオンライン認証 | <p>「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従い運転免許証の表面等の撮影を行ってください。※eKYCの利用に当たっては、こちらをご確認ください。</p> |
| パスポートを利用したオンライン認証 | <p>「eKYC」というオンライン上で完結する本人確認方法です。スマートフォンをお持ちの方のみ利用可能です。手続き中の画面に2次元バーコードが表示されるので、スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に従いパスポートの身分事項ページ等の撮影を行ってください。撮影が終了すると、申請者情報を入力するページが開きます。開いたページの「本人確認書類」の項目に、氏名と住所と生年月日が分かる本人確認書類の画像をアップロードしてください。※eKYCの利用に当たっては、こちらをご確認ください。</p> |
| 本人確認書類の郵送 | <p>本人確認を書類の郵送で行います。申請後に届くメールに本人確認書類の送付先が記載されておりますので、メールをご確認のうえ本人確認書類を郵送で提出してください。※本人確認書類を郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。※本人確認書類の内容及び郵送先については、こちらをご確認ください。 ※リンクを押すと外部サイトが開きます。</p> |

10.Step5 : 本人確認を行う

本人確認選択

機体の登録申請に際し、本人確認を行います。
本人確認方法を以下から選択してください。

本人確認選択

マイナンバーICカードリーダー認証 2次元バーコード認証

ICカードリーダーをお持ちの方は「ICカードリーダー認証」を、NFC対応スマートフォンをお持ちの方は「2次元バーコード認証」を選択し、「次へ進む」ボタンを押してください。

※マイナンバーカードを使用しない本人確認では、マイナンバーAPPを使用します。
マイナンバーAPPをインストールしていない方は、[マイナンバーAPPインストール手順](#)をご確認ください。
※ご自身のスマートフォンがNFCに対応しているかを確認しない場合は、[こちら](#)をご確認ください（外部サイトが開きます）

運転免許証（eKYC）

eKYC(Electronic Know Your Customer)とは、オンライン上で認証する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみご利用可能です。
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に白い顔写真の撮影の動きを行ってください。

申請に係る手数料として、申請する機体1台あたり1,450円が必要です。

なお、毎機体毎に申請する場合は、シセイする1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,000円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※PCタブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用にあたっては、[こちら](#)をご確認ください。

パスポート（eKYC）

eKYC(Electronic Know Your Customer)とは、オンライン上で認証する本人確認方法です。

スマートフォンをお持ちの方のみご利用可能です。
こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、2次元バーコードが表示されます。スマートフォンのカメラ機能で2次元バーコードを読み込んでいただき、画面に白いパスポートの身分事項ページの撮影を行ってください。

また撮影終了後に申請者情報を入力する必要があります。当該画面で「本人確認書類」の項目に氏名、住所および1,000円相当の本人確認書類の画像をアップロードしてください。

なお、毎機体毎に申請する場合は、シセイする1台目の機体は1,450円、2台目以降の機体は1台あたり1,000円が必要となり、その合計金額を納付する必要があります。

※PCタブレット端末ではご利用できません。eKYCの利用にあたっては、[こちら](#)をご確認ください。

本人確認書類（書類の郵送）

こちらを選択し、「次へ」ボタンを押すと、申請者情報を入力する画面に遷移します。
その後、機体情報を入力し、申請した際、本人確認書類を指定の宛先に郵送で提出して下さい。

※本人確認書類が郵送されていない場合や提出に必要な書類が揃っていない場合は、その後の手続きを進めることができません。
※本人確認書類の郵送にあたっては、必ず[こちら](#)をご確認ください。（外部サイトが開きます）

戻る
次へ

本人確認方法を選択したら「次へ」ボタンを押してください。

選択した本人確認方法に従って外部サイト又はアプリが開きます。外部サイト又はアプリの説明に従って本人確認をしてください。

手順については[本人確認の方法](#)のマニュアルにも記載しています。

P.01-15

11.Step6：申請者情報を入力する（1/2）

機体認証 申請画面

STEP 01 申請者情報 STEP 02 機体情報 STEP 03 その他情報 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請完了

申請者情報を入力してください。

申請者の情報

申請者区分 個人

氏名

フリガナ

住所

生年月日

連絡先情報

氏名

申請者情報を確認します。

11.Step6 : 申請者情報を入力する (2/2)

連絡先情報

氏名 ^①

フリガナ ^①

住所 ^① 国/地域 都道府県

部署名 ^①

電話番号 ^① 国/地域

メールアドレス ^①

連絡先情報を入力して、「次へ」ボタンを押します。

12.Step7 : 機体認証情報を入力する (1/3)

機体認証 申請画面

STEP 01 申請者情報 **STEP 02 機体情報** STEP 03 その他情報 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請完了

新たに申請する機体を以下のDRS登録機体のリストから選択してください。
DRS未登録の機体を申請する場合は未選択のまま次へを押下してください。

DRSに登録されている機体情報が存在しませんでした。

申請する機体の情報

| 選択 | 型式名 | 登録記号 | 製造番号 | 製造者名 | 改造の有無 |
|----|-----|------|------|------|-------|
|----|-----|------|------|------|-------|

戻る **次へ**

申請する機体の情報を入力します。

予めドローン登録システム (DRS)に登録されている機体がある場合、申請する機体の情報欄に表示されます。

予めDRSに登録されている機体を申請する場合、左側の選択チェックボックスにチェックを入れて、「次へ」ボタンを押します。

DRS未登録の機体を申請する場合は、未選択の状態で「次へ」ボタンを押します。

12.Step7 : 機体認証情報を入力する (2/3)

機体認証 申請画面

STEP 01 申請者情報 **STEP 02 機体情報** STEP 03 その他情報 STEP 04 申請情報確認 STEP 05 申請完了

新たに申請する機体の情報を入力してください。

申請する機体の情報 [-]

機体認証区分 第一種

型式名 ①

設計者氏名又は名称 ①

設計者住所または主たる事務所の所在地 ①
国/地域 都道府県

登録記号 未発行

新品区分 ① 未使用 使用済み

製造者氏名又は名称 ①

製造者住所または主たる事務所の所在地 ①
国/地域 都道府県

製造番号 ①

機体の種類 ①

申請する機体の情報を入力します。

機体のタイプによって必要な入力情報が異なります。

12.Step7 : 機体認証情報を入力する (3/3)



製造者が指定する
点検・整備の有無 ①

添付資料 ①

添付資料.jpg 削除

選択

使用目的 ①

イベント用

飛行禁止空域の飛行 ①

- 航空機の離陸及び着陸が簡単に実施される空域等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空域及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
- 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延縁進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域
- 地帯又は水面から150m以上の高さの空域
- 人又は家屋の密集している地域の上空

飛行の方法 ①

- 夜間飛行
- 目視外飛行
- 人又は物件から30m以上の距離が確保できない飛行
- 僅し視認上空の飛行
- 危険物の輸送
- 物件投下

戻る 次へ 中断

添付資料の「選択」ボタンを押して、検査に使用する書類のファイルをアップロードしてください。

ファイルの拡張子はPDF、JPEG (JPG)、PNG、XLS、XLSX、DOC、DOCX、GIFのいずれかであって、最大20MBのファイルに限ります。

登録から1ヶ月以内で航空の用に供していない機体の申請については、型式認証の表示を写した写真を添付、（写真は鮮明かつ1ヶ月以内に撮影されたもので、当該画像の加工、偽造及びその他不正が加えられたものでないこと。）

無人航空機の製造者等において整備を行った場合は、その確認した旨を証する書類を添付してください。

入力が完了したら「次へ」ボタンを押します。

13.Step8 : その他情報を入力する



その他情報を入力します。

検査方式の情報を確認します。

手数料額を入力します。

手数料関連書類を添付する場合、「選択」ボタンを押してファイルをアップロードしてください。

入力後、「次へ」を押してください。

「中断」ボタンを押すことで、申請を中断することができます。再開する場合、申請状況一覧画面から再開できます。

14.Step9 : 申請情報を確認する (1/2)

申請情報確認画面

STEP 01 申請者情報 STEP 02 機体情報 STEP 03 その他情報 **STEP 04 申請情報確認** STEP 05 申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報 [-]

| | |
|--------|------------|
| 区分 | 個人 |
| 氏名 | [REDACTED] |
| フリガナ | [REDACTED] |
| 住所 | [REDACTED] |
| 生年月日 | 1971/01/01 |
| 本人確認区分 | 郵送 |

連絡先情報 [-]

| | |
|----|------------|
| 氏名 | [REDACTED] |
|----|------------|

??

戻る 登録申請

申請者/連絡先/機体の情報/検査方式の情報/手数料の情報/備考を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

入力内容に問題がなければ「登録申請」ボタンを押してください。

14.Step9 : 申請情報を確認する (2/2)



登録申請の確認画面が表示されます。問題が無ければ「登録」ボタンを押します。

「登録」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

15.Step10 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

■■■■ 様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

15.Step10 : 到達確認をする (2/2)



メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。

機体認証申請手順操作マニュアル

<機体認証申請編>

05.機体認証の申請状況確認・ 再申請・手数料支払い方法

目次

| | | |
|--|------------------|---------|
| 01.はじめに（機体認証の申請状況の確認・手数料支払い・再申請を希望する皆様へ） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-2 |
| 02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-3 |
| 03.申請状況確認・手数料支払い | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-4 |
| 03-01.機体認証の申請状況確認・手数料支払いに必要なもの | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-5 |
| 03-02.手数料の納付対象外団体 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-7 |
| 04.機体認証の申請状況確認/手数料支払いのステップ | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-8 |
| 04-01.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-9 |
| 04-02.Step2：申請状況一覧画面に進む | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-12 |
| 04-03.Step3：申請状況詳細を確認する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-13 |
| 04-04.Step4：手数料を支払う | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-15 |
| 05.機体認証の再申請 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-16 |
| 05-01.機体認証の再申請に必要なもの | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-17 |
| 06.機体認証の再申請のステップ | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-18 |
| 06-01.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-19 |
| 06-02.Step2：申請状況一覧画面に進む | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-22 |
| 06-03.Step3：機体情報を修正する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-23 |
| 06-04.Step4：申請情報を確認する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-26 |
| 06-05.Step5：到達確認をする | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.05-28 |

01.はじめに（機体認証の申請状況の確認・手数料支払い・再申請を希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、申請取下げ、再申請、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システムを使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.申請状況確認・手数料支払い

03-01.機体認証の申請状況確認・手数料支払いに必要なもの（1/2）

- 手数料は「クレジットカード」、「ATM」および「インターネットバンキング」でのお支払いが可能です。



- なお、後述する支払い方法につきましては、ドローン登録システムの「[手数料の納付](#)」マニュアルをご確認ください。

03-01.機体認証の申請状況確認・手数料支払いに必要なもの (2/2)

- 手続きに必要なものは納付方法により異なります。ご確認のうえ、手続きにお進みください

| 各種情報 | 項目 |
|-----------------------|--|
| 納付に必要な情報 | <ul style="list-style-type: none">• 納付番号• 納付用URL |
| その他 ※支払い方法により異なります | <ul style="list-style-type: none">• ドローン情報基盤システムのアカウント• クレジットカード• キャッシュカード• インターネットバンキングの口座情報 |

03-02.手数料の納付対象外団体

- 法第135条により手数料の納付対象外となる団体は以下のとおりです。

※登録検査機関による検査の場合は対象外となりませんのでご注意ください。

| 手数料納付対象外団体 | |
|---|----------------|
| 国機関 | 沖縄振興開発金融公庫 |
| 港務局 | 国立大学法人 |
| 大学共同利用機関法人 | 地方公共団体 |
| 地方公共団体金融機構 | 地方公共団体情報システム機構 |
| 地方公共団体情報システム機構 | 地方住宅供給公社 |
| 地方道路公社、 | 地方独立行政法人 |
| 独立行政法人（その資本金の額又は出資の金額の全部が国又は地方公共団体の所有に属しているもののうち財務大臣が指定をしたものに限る。） | 土地開発公社 |
| 日本下水道事業団 | 日本司法支援センター |
| 日本中央競馬会 | 日本年金機構 |

04.機体認証の申請状況確認／手数料の支払いのステップ

機体認証の申請状況をドローン情報基盤システムで確認し、手数料を支払います。

申請状況確認／支払いを開始

Step1：ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2：申請状況一覧画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

Step3：申請状況を確認する

「詳細」ボタンを押して申請状況・申請内容の詳細を確認します。

Step4：手数料を支払う

「支払選択」ボタンを押して手数料を支払います。

登録免許税の支払いが完了

申請者のメールアドレスにメールが通知されます。

航空局で申請内容の確認が終了すると、手数料の納付番号と納付用URLが、アカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

メール通知後、手数料の支払いが可能になります。

申請内容の確認後には手数料の納付が必要となります。納付の方法については[こちら](#)をご確認ください。

04-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

04-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

04-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件投下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



手続

以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

- 『事故』
- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
 - ・第三者の所有する物件の損壊
 - ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

04-02.Step2 : 申請状況一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

| | |
|-----------|-----------------|
| 機体認証 新規申請 | 申請状況確認/取り下げ/支払い |
| 機体認証の確認 | 代理人への依頼/解除 |

代理人が手続きする場合はこちら 

新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、本人確認書類、機体の情報が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
※国（国土交通省のみ）の場合、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。

各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。

機体認証メニューのページで、「申請状況確認／取り下げ／支払い」ボタンを押します。

04-03.Step3 : 申請状況詳細を確認する (1/2)

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

申請受付番号

申請種別

申請状況

機体認証書番号

検索

検索結果：2件

| 申請受付番号 | 申請種別 | 申請状況 | 受付年月日 | 詳細 | 取下げ・再申請 | 支払選択 |
|---|------|----------|----------|-----------|---------|------|
|  | 新規申請 | 手続内容確認待ち | 20221108 | 詳細 | 取下げ | |
|  | 新規申請 | 手続内容確認待ち | 20221104 | 詳細 | 取下げ | |

1

戻る

確認したい申請手続きを選択します。

「申請受付番号」、「申請種別」、「申請状況」、「機体認証書番号」から検索することができます。

「申請状況」欄で申請状況を確認できます。

申請状況の詳細を確認する場合は、「詳細」ボタンを押します。

04-03.Step3 : 申請状況詳細を確認する (2/2)

機体認証申請状況詳細

機体認証申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。

申請状況

| | |
|-------------------|------------|
| 申請受付番号 | ■■■■■ |
| 申請種別 | 新規申請 |
| 申請状況 | 手続内容確認待ち |
| 希望検査機関 | |
| 希望する検査機関が見つからない場合 | 国による検査を希望 |
| 受付年月日 | 2022/11/08 |

申請者の情報

| | |
|-------|-------|
| 申請者区分 | 個人 |
| 氏名 | ■■■■■ |
| フリガナ | ■■■■■ |
| 住所 | ■■■■■ |

[戻る](#) [1件前](#) [1件後](#)

申請状況の詳細を確認できます。

確認が完了したら「戻る」ボタンを押すと、「申請状況一覧画面」に戻ります。

04-04.Step4 : 手数料を支払う

手数料を支払います。

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

申請受付番号

申請種別

申請状況

機体認証番号

検索

| 申請受付番号 | 申請種別 | 申請状況 | 受付年月日 | 詳細 | 取下げ・再申請 | 支払選択 |
|--------|-------|--------|-------|----|---------|------|
| ■■■■■ | ■■■■■ | 手数料納付中 | ■■■■■ | 詳細 | 取下げ | 支払選択 |

「支払選択」ボタンを押します。

支払い方法については、[ドローン登録システムのマニュアル](#)を参照してください。

05.機体認証の再申請

05-01.機体認証の再申請に必要なもの

機体認証申請には以下の情報を準備してください。

| 各種情報 | 項目 |
|--------|---|
| 申請者の情報 | <ul style="list-style-type: none">氏名生年月日電話番号メールアドレス自宅/本人の住所書類発送先の住所 |
| 期待情報 | <ul style="list-style-type: none">機体認証区分 ・ 型式名 ・ 登録番号 ・ 新品区分 ・ 製造番号設計者氏名又は名称 ・ 設計者住所または主たる事務所の所在地製造者氏名又は名称 ・ 製造者住所または主たる事務所の所在地機体の種類 ・ 機体重量 ・ 重量区分 ・ 最大離陸重量機体寸法（全幅/全長/全高） |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">ドローン情報基盤システムのアカウント手数料情報 |

※マイナンバーカードを利用して本人確認を行った場合、申請者情報のうち、氏名、生年月日、自宅/本人の住所については、マイナンバーカードの券面情報から取得した情報を自動反映するため、申請入力画面からの変更は不可となります。

変更されたい方は、事前にマイナンバーカードの情報を変更ください。

06.機体認証の再申請のステップ

機体認証の申請状況をドローン情報基盤システムで確認し、再申請を行います。

再申請を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請状況一覧画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

Step3 : 機体情報を修正する

「詳細」ボタンを押して申請状況・申請内容の詳細を確認します。

Step4 : 申請情報を確認する

入力した情報を確認して申請を行います。

Step5 : 到達確認をする

機体認証の再申請された方へ確認のメールが送付されるので、メールを開いて到達確認を行います。

機体認証の再申請が完了

航空局で申請内容の確認が行われ、確認が終了すると、メールアドレスに通知されます。

航空局で申請内容の確認が終了し、修正の必要がある場合、修正依頼が、アカウントに登録されたメールアドレスに通知されます。

メール通知後、再申請が可能になります。

06-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインをするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

06-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

06-01.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故発生時の手続

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



手続

以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

- 『事故』
- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
 - ・第三者の所有する物件の損壊
 - ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不審とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

06-02.Step2 : 申請状況一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

| | |
|-----------|-----------------|
| 機体認証 新規申請 | 申請状況確認/取り下げ/支払い |
| 機体認証の確認 | 代理人への依頼/解除 |

代理人が手続きする場合はこちら 

新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、本人確認書類、機体の情報が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
※国（国土交通省のみ）の場合、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。

各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。

機体認証メニューのページで、「申請状況確認／取り下げ／支払い」ボタンを押します。

06-03.Step3 : 機体情報を修正する (1/3)

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、中断した申請を再開することができます。
「作成再開」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

申請受付番号 ⓘ

申請種別 ⓘ

選択してください

申請状況 ⓘ

選択してください

機体認証書番号 ⓘ

検索

| 申請受付番号 | 申請種別 | 申請状況 | 受付年月日 | 詳細 | 取下げ・再申請 | 支払選択 |
|--------|------|-------|-------|----|------------|------|
| ■■■■■ | 新規申請 | 修正対応中 | ■■■■■ | 詳細 | 取下げ 再申請 | |

再申請をしたい申請手続きを選択します。

「再申請」ボタンを押します。

06-03.Step3 : 機体情報を修正する (2/3)

申請情報確認画面

STEP 01 申請情報訂正

STEP 02 申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報

区分 個人

氏名

手数料の修正

備考

備考

備考の修正

戻る 申請

申請者/機体情報/その他情報を確認します。

入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押して訂正してください。

06-03.Step3 : 機体情報を修正する (3/3)

機体認証 申請画面

STEP 01 申請情報訂正 **STEP 02 申請完了**

新たに申請する機体の情報を入力してください。

申請する機体の情報 (共通) [-]

機体認証区分 第一種

型式名 INSPIRE 2

新品区分 未使用 使用済み

製造者氏名又は名称 DJI

製造者が指定する
点検・整備の有無 有 無

添付資料 ※選択されていません

検査書類(2件目)

無人航空機飛行経程 ※選択されていません

整備又は改造に関する技術的記録並びに総飛行時間
及び前回分解検査後の飛行時間を記載した書類
(すでに使用中の無人航空機に限る) ※選択されていません

無人航空機の重量及び重心位置の算出に必要な事
項を
記載した書類 ※選択されていません

上記以外の参考事項を記載した書類 ※選択されていません

それぞれ訂正画面に移動します。

訂正する情報を入力します。

※「検査書類」を削除する場合は、ファイル名の右にある「削除」ボタンを押してください。

修正が完了したら、「修正完了」ボタンを押します。

06-04.Step4：申請情報を確認する（1/2）

申請情報確認画面

STEP 01 申請情報訂正 STEP 02 申請完了

入力した機体認証情報を確認の上、申請してください。
入力内容に誤りがある場合は各情報下部にある「修正」ボタンを押下し訂正してください。

申請者の情報

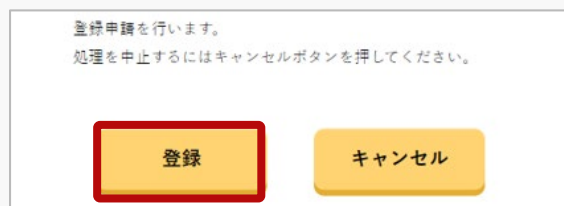
| | |
|--------|----------------------|
| 区分 | 個人 |
| 氏名 | <input type="text"/> |
| フリガナ | <input type="text"/> |
| 住所 | <input type="text"/> |
| 生年月日 | <input type="text"/> |
| 本人確認区分 | <input type="text"/> |

⇩

訂正した情報が表示されます。

入力内容に問題がなければ「申請」ボタンを押してください。

06-04.Step4 : 申請情報を確認する (2/2)



登録申請の確認画面が表示されます。問題が無ければ「登録」ボタンを押します。

「登録」ボタンを押すと、登録したメールアドレスに「各種手続き確認のお知らせ」メールが送信されますので、メールをご確認ください。

注意事項！

到達確認が完了するまで申請の処理が保留になりますので、到達確認まで続けて操作してください。到達確認メールのURLを押すまで、申請画面を閉じないでください。閉じた場合は、申請内容が破棄されます。

06-05.Step5 : 到達確認をする (1/2)

※このメールはドローン情報基盤システムをご利用されている方に自動配信しております。
※このメールアドレスへの返信はできません。

■■■■ 様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

このメールは申請者の方に各種手続きについて不正な手続きが行われていないかを確認するためのメールです。
このまま手続きを進めても良い場合は、以下のURLを押してメールアドレスの認証を完了してください。

<https://~>

認証完了

Authentication completed

メールアドレスの認証を確認しました。
端末・画面で申請操作を行っていた場合、操作を続けてください。

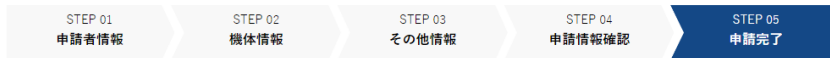
ブラウザの×ボタンで画面を閉じてください。

到達確認のメールを開き、メールの宛先を確認します。宛先が申請者本人であり申請手続きを進めている場合は到達確認用のURLを押します。

メールのURLを押すとメールアドレスの認証が完了しますので、認証完了と出ているブラウザを閉じてください。

06-05.Step5 : 到達確認をする (2/2)

申請完了



申請が完了しました。

国による検査の場合は、手続き内容を確認した後、手数料納付に関するメールが送信されますので、メールが届きましたら手数料納付をしてください。登録検査機関による検査の場合は、手数料の納付方法について登録検査機関の指示に従い、納付手続きを行ってください。

<<ご注意>>>

手数料の納付対象外となる場合がございます。「よくある質問・お問い合わせ」より、納付対象外となる団体一覧をご確認下さい。記載されている納付対象外の団体に該当する場合は、手数料の納付依頼通知を受信しても、納付されないようお願い致します。

メールアドレス認証が完了すると申請操作完了となります。

申請状況は申請状況一覧ページで確認できます。

機体認証申請手順操作マニュアル

<機体認証申請編>

06.機体認証の申請取下げ方法

目次

| | | |
|------------------------------|------------------|---------|
| 01.はじめに（機体認証の申請取下げを希望する皆様へ） | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-2 |
| 02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-3 |
| 03.機体認証の申請取下げに必要なもの | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-4 |
| 04.機体認証の申請取下げのステップ | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-5 |
| 05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-6 |
| 06.Step2：申請状況一覧画面に進む | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-9 |
| 07.Step3：取り下げる申請手続きを選ぶ | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-10 |
| 08.Step4：申請を取り下げる | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | p.06-11 |

01.はじめに（機体認証の申請取下げを希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.機体認証の申請取下げに必要なもの

機体認証の申請取下げには以下の情報を準備してください。

| 各種情報 | 項目 |
|------|---|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">ドローン情報基盤システムのアカウント申請受付番号 |

04.機体認証の申請取下げのステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請の取り下げを行います。

機体認証の申請取下げを開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : 申請状況一覧画面に進む

メインメニューで「申請状況確認／取下げ／支払い」のボタンを選択します。

Step3 : 取り下げる申請手続きを選ぶ

「取下げ」ボタンを押して申請内容の詳細を確認します。

Step4 : 申請を取り下げる

申請状況詳細画面の「取下げ」ボタンを押して、申請を取り下げます。

機体認証の申請取下げが完了

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains input fields for 'ログインID' (Login ID) and 'パスワード' (Password), both highlighted with a red box. Below these fields are links for 'ログインIDを忘れた方はこちら' and 'パスワードを忘れた方はこちら'. A yellow 'ログイン' button is at the bottom. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section has two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Personal account creation) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Corporate/Institutional account creation). A '戻る' (Back) button is at the bottom left.

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントが開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取手



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続き

手順の確認 ▾



以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

『事故』

- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
- ・第三者の所有する物件の損壊
- ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

06.Step2 : 申請状況一覧画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

| | |
|---|---|
| 機体認証 新規申請 | 申請状況確認/取り下げ/支払い |
| 新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、本人確認書類、機体の情報が必要です。 | 新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。 ※国（国土交通省のみ）の場合、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。 |
| 機体認証の確認 | 代理人への依頼/解除 |
| 機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。 | 各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。 |

代理人が手続きする場合はこちら 

機体認証メニューのページで、「申請状況確認／取り下げ／支払い」ボタンを押します。

07.Step3 : 取り下げる申請手続きを選ぶ

機体認証申請状況一覧

現在申請中の一覧が表示されています。
なお、申請内容が申請状況一覧に反映されるまでに時間がかかる場合があります。

「詳細」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認することができます。
「支払選択」ボタンを押すと、手数料の支払いを行うことができます。
「再申請」ボタンを押すと、修正指示に対して再度申請を行うことができます。
「取下げ」ボタンを押すと、申請状況の詳細を確認した上で、申請を取り下げることができます。

申請受付番号

申請種別

申請状況

機体認証書番号

検索結果：2件

| 申請受付番号 | 申請種別 | 申請状況 | 受付年月日 | 詳細 | 取下げ・再申請 | 支払選択 |
|----------------------|------|----------|----------|-----------------------------------|------------------------------------|------|
| <input type="text"/> | 新規申請 | 手続内容確認待ち | 20221108 | <input type="button" value="詳細"/> | <input type="button" value="取下げ"/> | |
| <input type="text"/> | 新規申請 | 手続内容確認待ち | 20221104 | <input type="button" value="詳細"/> | <input type="button" value="取下げ"/> | |

1

確認したい申請手続きを選択します。

「申請受付番号」、「申請種別」、「申請状況」、「機体認証書番号」から検索することができます。

「申請状況」欄で申請状況を確認できます。

取り下げる場合は、取り下げる申請手続きの「取下げ」ボタンを押します。

08.Step4 : 申請を取り下げる

機体認証申請状況詳細

機体認証申請状況一覧画面で選択した申請の詳細情報が表示されています。
申請を取り下げる場合は、画面最下部の「取下げ」ボタンを押下してください。

| | |
|-----------------------|------------|
| 申請状況 [-] | |
| 申請受付番号 | ■■■■■■■■■■ |
| 申請種別 | 新規申請 |
| 申請状況 | 手続内容確認待ち |
| 希望検査機関 | |
| 希望する検査機関が見つからない場合 | 画による検査を希望 |

改めて申請を取下げてもよいか確認の上、こちらのボタン押下してください。

取下げ

手続き完了

申請の取下げ手続きが完了しました。

申請を取り下げます。

申請内容を確認し、申請を取り下げてもよい場合は、「取下げ」ボタンを押してください。

「取下げ」ボタンを押すと、取下げが完了します。

機体認証申請手順操作マニュアル

<機体認証申請編>

07. 代理人へ機体認証の新規申請 を依頼する方法

目次

| | |
|----------------------------------|---------|
| 01.はじめに（代理人へ機体認証の新規申請依頼を希望する皆様へ） | p.07-2 |
| 02.ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項 | p.07-3 |
| 03.代理人へ機体認証の新規申請を依頼するために必要なもの | p.07-4 |
| 04.代理人へ機体認証の新規申請を依頼するステップ | p.07-5 |
| 05.Step1：ドローン情報基盤システムにログインする | p.07-6 |
| 06.Step2：その他の手続き画面に進む | p.07-9 |
| 07.Step3：代理人への新規申請の依頼を選ぶ | p.07-10 |
| 08.Step4：代理人へパスワードを通知する（システム外） | p.07-11 |

01.はじめに（代理人へ機体認証の新規申請を依頼することを希望する皆様へ）

- ドローン情報基盤システムでは、機体認証の新規申請、属性変更、申請取下げ、申請状況確認、代理人への機体認証の新規申請の依頼をすることができます。
- このマニュアルには、ドローン情報基盤システムの操作方法を記載していますので、必要な手続きを行う場合にご覧ください。
- より理解を深めるためには、このマニュアルと併せてドローン情報基盤システムに掲載している[よくある質問](#)のページをご覧ください。

02. ドローン情報基盤システムの利用に当たっての留意事項

- ドローン情報基盤システムの申請手続き中に60分以上操作を中断（何も操作しない状態）されると、手続きのやり直しが必要になります。これは、パソコンまたはスマートフォンから離れている間に悪意を持った第三者に画面を見られ、個人情報が増洩するリスクを下げるための保護機能です。
- 各フォームに入力すべき情報や、入力の方法が分からない場合、フォームの項目名の隣にある **i** マークにマウスのポインターを合わせて頂くことで、フォームに入力すべき情報や入力情報の説明を表示できます。（スマートフォン利用の場合は、タップいただくことで表示されます。）
- システム使用中は、ブラウザの「戻る」ボタンや「更新」ボタン等、ブラウザのボタンは、押さないでください。システムが、正常に動作しなくなる可能性があります。
- 複数端末による同時ログインはシステムが正常に動作しなくなる恐れがあるため、実施しないでください。
- 無人航空機登録制度やレベル4実現に向けた新たな制度、その他の飛行のルール等は、[国土交通省のホームページ](#)をご覧ください。
※リンクを押すと外部サイトが開きます。

03.代理人へ機体認証の新規申請を依頼するために必要なもの

代理人へ機体認証の新規申請を依頼するためには以下の情報を準備してください。

| 各種情報 | 項目 |
|------|--|
| その他 | <ul style="list-style-type: none">ドローン情報基盤システムのアカウント |

04.代理人へ機体認証の新規申請を依頼するステップ

ドローン情報基盤システムで以下のステップで申請依頼を行います。

代理人へ機体認証の新規申請依頼を開始

Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする

ログインID、パスワードを入力し、ドローン情報基盤システムにログインします。

Step2 : その他の手続き画面に進む

メインメニューで「代理人への依頼／解除」のボタンを選択します。

Step3 : 代理人への新規申請の依頼を選ぶ

「代理人への新規申請の依頼」ボタンを押して代理人へ通知するパスワードを発行します。

Step4 : 代理人へパスワードを通知する（システム外）

メール受信した代理人設定用パスワードを代理人へ伝えます。

代理人へ機体認証の新規申請依頼が完了

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (1/3)



DIPS2.0 [トップページ](https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/) にアクセスします。

(<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>)

ログインボタンを押します。



The screenshot shows the login page with the title 'ログイン'. There are two main sections: 'アカウントを開設済の方' (For those who have already created an account) and 'まだアカウント作成がお済みでない方' (For those who have not yet created an account). The 'アカウントを開設済の方' section contains input fields for 'ログインID' and 'パスワード', and a 'ログイン' button. The 'まだアカウント作成がお済みでない方' section contains two buttons: '個人の方のアカウント開設' (Create personal account) and '企業・団体の方のアカウント開設' (Create corporate account).

ログインページで、アカウントを開設された際のIDとパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押します。

注意事項！

ログインするにはドローン情報基盤システムのアカウントが必要です。アカウントを開設されていない方は先にアカウントの開設をしてください。

※ログインIDは英字3文字+数字6文字のものです。
(例) ABC123456

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (2/3)



ログインに成功すると、「ドローン情報基盤システム2.0」のポータル画面の右上に登録されたアカウントの氏名が表示されます。



画面をスクロールし、「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンより該当する手続へ進んでください。

各種手続のボタンは次頁をご確認ください。

05.Step1 : ドローン情報基盤システムにログインする (3/3)

「航空法に基づく無人航空機関係手続の一覧」にある、各種手続のボタンはこちらになります。
各種手続きのボタンを押すと、個別手続きのトップページに遷移します。

特定飛行を行う場合の手続

無人航空機の登録手続

無人航空機に関する事故発生時の手続

機体認証、技能証明の取得手続

特定飛行を行う場合の手続き

手順の確認 ▾



以下の特定飛行を行う場合は、事前に飛行の許可・承認を受ける必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

（特定飛行）

- ・空港等周辺、緊急用航空機、150m以上上空での飛行
- ・人口集中地区での飛行
- ・夜間飛行
- ・目視外飛行
- ・人又は物件から30m未満での飛行
- ・催し場所上空での飛行
- ・危険物の輸送
- ・物件取下



また、無人航空機を飛行させる前にあらかじめ、他の無人航空機の飛行計画や飛行禁止空域等の確認を行うとともに、自らの飛行計画を通報する必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

なお、事前に無人航空機の登録が必要ですので、お済みでない方は、「無人航空機の登録」を実施ください。

[飛行許可・承認申請へ](#)

[飛行計画の通報・確認へ](#)

無人航空機の登録手続き

手順の確認 ▾



100g以上の機体が航空法の規制対象です。
登録されていない無人航空機を飛行させることはできません。申請した機体の登録記号が発番されたら、機体への登録記号の表示に加え、リモートID機能を搭載しなければなりません。

[無人航空機の登録申請へ](#)

無人航空機に関する事故等発生時の手続

手順の確認 ▾



手続

以下の事故等発生時においては、操縦者が国土交通大臣に事故等の内容の報告を行う必要があります。詳細は、[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

- 『事故』
- ・無人航空機による人の死傷（重傷以上の場合）
 - ・第三者の所有する物件の損壊
 - ・航空機との衝突又は接触

『重大インシデント』

- ・航空機との衝突又は接触のおそれがあったと認められるもの
- ・無人航空機による人の負傷（軽傷の場合）
- ・無人航空機の制御が不能となった事態
- ・無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る）

[事故等の報告へ](#)

機体認証、技能証明の取得手続き

手順の確認 ▾



第三者上空を補助者なしで目視外飛行を行う場合や一部特定飛行で許可・承認不備とするためには、機体認証を受けた無人航空機を技能証明を受けた操縦者が飛行させる必要があります。機体認証に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)を、技能証明に関する詳細は[こちら（航空局ホームページ）](#)をご確認ください。

[機体認証の取得申請へ](#)

[技能証明の取得申請へ](#)

06.Step2 : その他の手続き画面に進む

機体認証メニュー

本人が手続きする場合はこちら

| | |
|-----------|-----------------|
| 機体認証 新規申請 | 申請状況確認/取り下げ/支払い |
| 機体認証の確認 | 代理人への依頼/解除 |

代理人が手続きする場合はこちら 

新たに機体認証を登録することができます。新規登録には、本人確認書類、機体の情報が必要です。

新規登録や変更等に関する申請状況の確認、申請の取り下げができます。
※国（国土交通省のみ）の場合、新規登録等の手数料の支払い手続きをすることができます。

機体認証を取得済みの機体に係る情報を確認することができます。

各種手続きを代理人に依頼する場合または代理人への依頼を解除する場合に必要な設定をすることができます。

機体認証メニューのページで、「代理人への依頼／解除」ボタンを押します。

07.Step3 : 代理人への新規申請の依頼を選ぶ

その他の手続き

代理人への新規申請の依頼

代理人への新規申請手続きを依頼するためのパスワードを発行することができます。
本人確認書類、委任状、機種の情報等とともに発行されたパスワードを代理人へ通知してください。

代理人への新規申請以外の手続き依頼

登録されている機体認証の変更、機体認証の抹消などの新規登録以外の手続きを代理人へ依頼するためのパスワードを発行することができます。
委任状、機種の情報等とともに発行されたパスワードを代理人へ通知してください。

代理人への依頼の解除

代理人への各種手続きの依頼を解除することで、今後、各種手続きをご自身で行うことができます。

戻る

その他の手続きメニューのページで、「代理人への新規申請の依頼」ボタンを押します。

代理人へ通知するパスワードを発行するか確認するメッセージが表示されます。発行する場合は、「OK」ボタンを押します。

代理人へ通知するパスワードを発行しますか？

OK

キャンセル

08.Step4 : 代理人へパスワードを通知する (システム外)

■■■■ 様

ドローン情報基盤システムをご利用いただきありがとうございます。

代理人設定用パスワードを発行いたしました。
代理人の方へ以下の代理人設定用パスワード、あなたのドローン情報基盤システムのログインID及び氏名をお伝えください。
※代理人を設定するためのパスワードですので、取扱いにはご注意ください。

代理人の方が、代理人設定用パスワード、あなたのドローン情報基盤システムのログインID及び氏名をドローン情報基盤システムへ入力することで、機体認証の新規申請を開始することができます。

なお、代理人の設定手続きは本日から1か月以内に行ってください。
1か月を超過すると代理人設定用パスワードが無効となり、申請を受け付けることができません。

■代理人設定用パスワード
■■■■

代理人設定用パスワード発行のメールを確認し、代理人の方へ代理人設定用パスワード、あなたのドローン情報基盤システムのログインID及び氏名をお伝えください。